

平成 2 9 年度
農林水産関係補正予算の概要
【農村振興局】

平成29年度農林水産関係補正予算の概要 (農村振興局関係)

1 「TPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

○ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共> 350億円

- 農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進

○ 中山間地域所得向上支援対策 300億円

- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

うち本体	100億円
うち産地パワーアップ事業 優先枠	40億円
うち畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策(畜力アップ)	
事業優先枠	40億円
うち農業農村整備事業 優先枠	120億円

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共> 457億円

- 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> 95億円

- 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進

2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

○ 「農泊」の推進 3億円

- ・ 農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や農家レストラン等の整備を一体的に支援

○ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 13億円

- ・ 野生鳥獣の緊急捕獲を支援するとともに、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、ICT等を活用し、ジビエの生産性を飛躍的に向上させたモデル地区の整備等を支援

3 防災・減災対策等の推進

○ 農業農村整備事業<公共> 468億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害への対策として、ため池など農業水利施設に係る老朽化対策等や、農地の洪水被害防止等の防災・減災対策を実施

○ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 1億円

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備等を支援

○ 災害復旧等事業<公共> 418億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧等を実施

中山間地域所得向上支援対策

【30,000百万円】

(優先枠を設けて実施)

対策のポイント

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援し、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、意欲ある中山間地域において、農業者等による収益性の高い農産物の生産・販売等の取組を総合的に支援します。また、農地中間管理機構による担い手への農地集積にも配慮します。

政策目標

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、
○品質向上や高付加価値化等により、販売額を10%以上向上
○水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等により、生産・出荷コストを10%以上低減 等

<主な内容>

1. 中山間地域所得向上支援事業

10,000百万円

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により所得の確実な向上を図るため中山間地域所得向上計画を市町村等が策定します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

この計画に基づき、生産～加工～流通～販売の各行程における基盤整備や施設整備等のメニューを選択する方式により、ワンストップで総合的に支援します。

中山間地域所得向上計画を策定した地域において実施する水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進、産地パワーアップ事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を優先的に採択・配分します。

(1) 中山間地域所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、実務等における外部人材の活用、マーケティング調査など販路拡大の取組等を支援します。

(2) 基盤整備

水田の畑地化や客土等の簡易整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等を、地域の実情に応じて支援します。

(3) 施設整備等

収益性の高い農産物の生産拡大のため、

- ① 施設整備（集出荷・加工施設の整備、ハウス施設、直売所等の整備等）
 - ② 高収益農産物の生産（導入1年目の種子・肥料等の資材購入等）
 - ③ 高付加価値化・販売力強化（加工品等の商品開発、販路開拓等）
- 等を幅広く支援します。

（補助率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1/2、55/100等）
事業実施主体：地方公共団体、農業者団体等）

2. 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）

12,000百万円

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

（国費率、補助率：2/3、55/100等）
事業実施主体：国、都道府県

3. 産地パワーアップ事業（優先枠）

4,000百万円

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備に係る経費等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。

（補助率：1/2以内等）
支援対象者：農業者、農業者団体等

4. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠）

4,000百万円

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化に必要な施設整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。

（補助率：1/2以内等）
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

お問い合わせ先：

1の事業	農村振興局地域振興課	(03-3501-8359)
	農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
	農村振興局農村環境課鳥獣対策室	(03-3591-4958)
2の事業	農村振興局設計課	(03-3502-8695)
3の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
4の事業	生産局畜産企画課	(03-3501-1083)

中山間地域所得向上支援対策 300億円 (優先枠を設けて実施)

中山間地域所得向上支援事業 100億円

中山間地域所得向上推進事業

- ✓ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済の地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により、所得の確実な向上を図る計画を市町村等が策定
 - 計画策定に係る調査・調整
 - 農産物の販売戦略の策定
- ✓ 計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て、所得向上の確実性を高めるものとする
 - 実務等における外部人材の活用
 - マーケティング調査等販路拡大の取組 等

基盤整備

基盤整備

- 水田の畑地化
- 簡易整備を含む農地整備
- 畑地かんがい施設等の水利施設整備等



◇水田の畑地化等



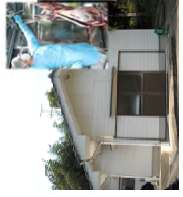
◇点滴かんがい

施設整備

- 集出荷・加工施設の整備
- ハウス施設、直売所等の整備
- 鳥獣の侵入防止柵、ジビエの処理加工施設等の整備等



◇ハウス施設の整備



◇処理加工施設の整備

施設整備等

高収益農産物の生産

- 導入1年目の種子・肥料等の資材購入
- 栽培技術習得研修等



◇新規作物の導入



◇栽培技術習得研修

高付加価値化・販売力強化

- 加工品等の商品開発、販路開拓
- 実需者との連携
- 新規パッケージ作成
- 販売技術習得研修等



◇加工品開発の推進



◇消費地でのPR

関連事業による優先枠の設定 200億円

- ・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(※)

- ・産地パワーアップ事業(※)
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(※)

(※) 中山間地域優先枠を設定し、中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【1, 276百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲に向けた取組を強化するとともに、ジビエ利用拡大に向け、捕獲から搬送・処理加工がつながった先進的なモデル地区の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円の規模で推移しています。
- ・野生鳥獣の発生は自然的要因により左右されるため、年により予測できない大きな被害を及ぼすこともあり、さらに、その被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加等の一因にもなるなど深刻な状況です。
- ・このため、防災・減災の観点から野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲に向けた取組を強化することが重要です。
- ・一方で、捕獲した鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得を向上させていく取組を全国に広げていくことが重要です。
- ・このため、従来の処理加工施設における小規模零細な取組から脱却し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、ICTの活用をはじめ、ジビエの生産性を飛躍的に向上させたモデル地区の整備を支援します。

政策目標

- 野生鳥獣を約60万頭捕獲（平成29年度）（当初予算と本補正予算によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 平成31年度までにモデル地区における品質が確保されたジビエによる所得を倍増以上

<主な内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金

（1）鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が策定した「被害防止計画」に基づき実施される捕獲に向けた取組を強化するため、捕獲活動経費を支援するとともに、一斉捕獲活動や捕獲機材の導入などの地域ぐるみの活動等を支援します。

（2）ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの生産性を向上し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、ICTの活用をはじめ、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながった先進的なモデル地区（処理頭数、衛生管理の諸条件を確保）の整備を支援します。

具体的には、

- ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）
- ・コンソーシアム※の運営（※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織）
- ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組（人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1／2以内等）
※一部定額支援あり
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）]

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度補正予算額：1,276百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲に向けた取組を強化するとともに、ジビエ利用拡大に向け、捕獲から搬送・処理加工が繋がった先進的なモデル地区の整備を支援します。

鳥獣被害防止対策支援事業

- 捕獲に向けた取組を強化するため、捕獲活動経費を支援するとともに、地域ぐるみの活動等を支援します。

【事業内容】

捕獲活動経費の直接支援



地域ぐるみの捕獲活動



- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 一斉捕獲の実施

【事業実施主体】 地域協議会、民間団体 等

【交付率】 都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

ジビエ倍増モデル整備事業

- ジビエの生産性を向上し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、ICTの活用をはじめ、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながった先進的なモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）の整備を支援します。
- また、モデル地区におけるジビエビジネスの展開に向けた地域の取組を支援します。

【事業内容】

- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）
- コンソーシアム※の運営
 - ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組
 - （人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車（ジビエカー）、保冷車等の整備等を支援

【事業実施主体】 民間団体

【交付率】 事業費の1/2以内等、定額



「農泊」の推進

【345百万円】

対策のポイント

I C T等の活用により、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携を通じ、顧客満足度向上と生産性向上の実証支援を通じ、持続的なビジネスとしての農山漁村滞在型旅行（「農泊」※）を推進します。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと。

<背景／課題>

- ・都市農村交流の1つである農家民宿の取組は、農山漁村地域の活性化に大きな役割を果たしていますが、近年、訪日外国人の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革を進める必要があります。
- ・このため、限られた経営資源を効率的に活かす観点から、I C T等を活用した農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設が連携することによる泊食分離を推進し、顧客満足度向上や生産性向上を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った農山漁村地域を創出します。

政策目標

I C T等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上

<主な内容>

農山漁村振興交付金（農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）

限りある経営資源を効率的に生かすため、I C T等を活用した「泊・食・体験」サービスの向上・充実に取り組む意欲ある農山漁村地域を対象として、

- ・宿泊施設と飲食施設のスムーズな連携に向けたI C Tの活用実証
- ・食材ロス低減、食材の常時提供等に向けた食材管理システムや鮮度保持冷凍システム等の導入
- ・付加価値の高い、旬の地元食材を活用した食コンテンツの開発
- ・地域の食を提供する農家レストランやセントラルキッチン等の整備
- ・顧客ニーズを捉えた、収益性の確保が可能な体験コンテンツの開発及びコンテンツ提供に必要な条件整備
- ・宿泊施設の改修

等ソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1／2
事業実施主体：市町村、地域協議会等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 （03-3502-5946）]

「農泊」の推進

[平成29年度補正予算額 345百万円]

限られた経営資源を効率的に生かし、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携による生産性向上に取り組む農山漁村地域への支援

事業内容

(農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業))

- ・農家民宿等の経営資源を宿泊に、飲食機能は農家レストラン等に集中(泊食分離)させることにより、**地域全体の生産性を向上**。
- ・顧客ニーズを満たす旬の地元食材を用いた**食コンテンツ**を提供すると同時に、**生産性向上で生まれた経営資源を地域の更なる魅力向上に投資**

現状

- ・農家民宿では、「泊・食・体験」を一体的に提供を行っており、限られた経営資源の環境では、各サービスの高付加価値化が困難
- ・インバウンドや個人客の獲得に向け、各サービスの高付加価値化が必要



お客さんを囲んだ夕食



農家民宿の調理室



農家民宿の夕食



地域資源(棚田)

期待される生産性革命 ～泊食分離の推進～

食コンテンツの高付加価値化



地元旬の食材

古民家を活用した農家レストラン

伝統工芸品の活用

ジビエを活用した夕食



ICTや食品加工を活用し、

- ・宿泊施設 ⇄ 飲食施設で顧客情報の共有
- ・食材のこだわりを訴求した予約システム、食材在庫管理システム
- ・「地域の味」をデータベース化し、旬の食材、客のオーダーに応じたレシピ提案
- ・旬のジビエ肉の長期保管や食品加工技術を活用した新規メニュー開発



快適な宿泊施設



古民家を活用した宿泊施設

宿泊サービスの高付加価値化

魅力的な体験コンテンツ



地域に伝わる農耕儀礼



地域の自然・景観を活かしたアクティビティ

政策目標

ICT等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【138百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

○湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

(農地及び周辺地域の面積 約34万ha(うち農地面積 約28万ha)(平成32年度))

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430)]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防止・最小化するため必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防止又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防止・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗
浄水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、**事業費の1/2以
内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等